

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 平成 23 年 9 月 27 日（火）午前 10 時 00 分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 小濱委員 野木委員
中里委員 奥山委員 山田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会臨時会議事日程

平成23年9月27日（火）午前10時00分

1 会議録の承認

2 教育長一般報告・その他報告事項

3 請願等審査

教科書採択に関する請願書2件、要望書5件

4 審議案件

教委第47号議案 学校運営協議会を設置する学校の再指定について

教委第48号議案 学校運営協議会を設置する学校の指定について

教委第49号議案 学校運営協議会委員の任命について

教委第50号議案 教職員の人事について

教委第51号議案 教職員の人事について

教委第52号議案 教育委員会事務の委任等に関する規則の一部改正について

教委第53号議案 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長 おはようございます。それでは、ただいまから教育委員会臨時会を開催いたします。
まず事務局から報告をお願いいたします。

重内総務課長 本日は、急施を要する案件として、教委第52号議案、教育委員会事務の委任等に関する規則の一部改正について、及び教委第53号議案、横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正についての2件を追加してご審議をお願いいたします。

今田委員長 それでは、横浜市教育委員会会議規則第1条の2第2項に基づく急施を要する案件として、教委第52号議案及び第53号議案を追加して審議を行います。
初めに、会議録の承認を行います。9月5日の会議録署名者は中里委員と奥山委員です。会議録につきましては、すでにお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、承認いたします。なお、字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。
では、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

山田教育長 【教育長一般報告】

1 市会関係

- 9/7 本会議（第2日）
一般質問
- 9/9 こども青少年・教育委員会常任委員会
- 9/20 本会議（第3日）
議案議決、決算上程、決算特別委員会設置、付託

それでは、一般報告をいたします。まず、9月の市会の本会議、第2日目ですが、9月7日に本会議が開催されて、そこで各会派から一般質問が行われたところでございます。

その後、9月9日にこども青少年・教育委員会常任委員会が開催されまして、そこで教育委員会でも上程をいたしております議案の関連、あるいは請願、その他、この教育委員会でもご審議いただきました平成22年度の横浜市教育委員会の点検評価報告書等々の報告を行ったところでございます。

引き続き9月20日に本会議3日目が行われまして、上程いたしております議案の議決、あるいはこれから始まります決算の上程、決算特別委員会の設置、あるいはそこへの付託等々が議論されたところでございます。

市会の関係は以上でございます。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○ 9/20 横浜市災害対策本部 放射線対策部会議

それから、市教委の関係といたしまして、9月20日に横浜市災害対策本部・放射線対策部会議が本会議終了後、開かれまして、この中で、最近、港北区内の道路の側溝等で高い値の放射線の値が測定されたということを受けて、市内における、いわゆるマイクロスポットと言われる非常に局所的に放射線の値が高いところの測定のことについてどのように対応するのかという議論が行われました。

それを受けて、小・中学校あるいは特別支援学校、あるいは高等学校、市立の学校について、20日から港北区内の学校から測定を始めております。新聞にも幾つか報道されておりますけれども、港北区内の小・中学校の中でも何校かに高い値の出たマイクロスポットと言われるものがありました。そこについてはすべて堆積物等を除去いたしまして、それを密封して、子どもが近づかないところで保管をしているという状況でございます。それについては、また後で、放射線対策部でその除却をした土砂等については処分は考えるということになってございます。

あわせて、市立の、これはこども青少年局の所管でございますけど、保育園あるいは幼稚園については、こども青少年局のほうで測定をして、全市域除却をしたということ聞いております。これから、港北区内は終わりましたので、ほかの全区へ測定をかけていく、必要であれば、その結果によって、土砂等の除却をしていくということになります。今、港北区内が終わっただけでございますので、ほかの区のごことはまだ推測はできませんが、やはり場所によっては高い値の放射線が観測される地点もあろうとは推測をいたしております。また節目・節目でご報告をしたいと思っております。以上でございます。

3 その他

それから、もう一点報告事項でございますけれども、これは後ほど所管から説明をさせますけれども、「年間を通じた授業時数の配当等の在り方検討会議」を設置いたしまして、今後、横浜市の市立学校の学期の在り方の問題であるとか、あるいは夏季休業日等の在り方の問題、あるいは他都市と東京都で行われているような土曜日の活用の問題について、全部通じて、いわゆる授業時数の配当等の在り方ということで、もう一度点検、評価をして、今後どのような姿が横浜市の、特に小・中学校の在り様としてふさわしいのかを再検討していきたいということで、そのための検討会議を立ち上げて、有識者あるいは学校の関係者等々、民間の方、学校以外の方、関係者以外の方もご参加をいただいて、ご意見、議論をしていただくという場をこの9月30日から設置をして、年内かけて議論をしていきたいと考えております。詳細については、また後ほどご報告をさせていただきます。以上でございます。

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございますか。どうぞ。

中里委員

一つ質問なのですが、9月7日の市の本会議を、インターネット録画中継で見たのですが、2、3のいろいろな会派の議員から、教科書採択についての意見が出され、また質問をされていたようですが、お一人の議員から、育鵬社採択について賛成が198、反対が34寄せられたという数字が出されていましたが、これは事務局から出た数字なのでしょうか。

山田教育長	それは様々な文書あるいはメール等々でもって採択後、寄せられたものについて集計をした数字というものでございます。ですから客観的な集計した数字というものでございます。
今田委員長	では特にご質問がなければ、先ほど教育長より別途所管課から説明とありました、年間を通じた授業時数の配当等の在り方検討会議の設置について、説明をお願いします。
吉富教育政策 推進室長	<p>おはようございます。教育政策推進室長の吉富でございます。それでは、「年間を通じた授業時数の配当等の在り方」検討会議の設置について、ご報告いたします。</p> <p>資料をご覧ください。1の設置目的でございますが、本検討会議は、市立学校におけるより効果的な教育活動の在り方について検討を行うため、学識経験者、校長会、保護者、学校・地域連携人材などからなる委員の方々に、年間を通じた授業時数の配当等の在り方についてご議論いただくために設置するものでございます。この検討会議でいただいたご意見を参考として、教育委員会として最終的な方針決定を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>今回これらのことを検討することについてでございますが、横浜市では平成16年度から多くの学校が3学期制から2学期制に移行しておりますが、ここ1、2年、また3学期制に戻す動きも出ていることから、学期のあり方について検討をするため、また、小学校は今年度から、中学校は来年度から全面実施する新学習指導要領において、総授業時数が増加するということも踏まえまして、改めて授業時数の配当等の在り方について検討するために設置するものでございます。</p> <p>2の検討事項でございますが、具体的な検討事項としまして、（1）学期の在り方に関すること。（2）夏季休業日等の在り方に関すること。（3）土曜日を活用した教育活動の在り方に関すること。（4）その他についてでございます。</p> <p>3の今後のスケジュールですが、第1回の会議を9月30日15時からこの場所で開催し、その後、10月から12月にかけて3回実施いたしまして、検討会終了後の来年1月に本会議での議論の内容を教育委員会にご報告する予定でございます。</p> <p>4の会議の公開ですが、原則公開することとし、傍聴の定員は10人以内、会議30分前から開催予定時刻まで先着順で受け付けることといたします。また、記者席についても用意する予定でございます。傍聴の方法等は、他の項目とあわせて本日中に教育委員会のホームページに掲載する予定でございます。</p> <p>それでは、資料の裏面をご覧ください。5の検討委員会の委員でございますが、具体的なお名前・役職名はご覧いただいております。学識経験者、校長会、保護者、学校・地域連携人材、教職員組合など、幅広い分野から16の方に委員をお願いしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
今田委員長	所管課から説明が終わりましたが、何かご質問等ございましたらどうぞ。
小濱委員	検討事項が4つあって、その他というのが4番目にございますが、こちらはどのようなことが予想されるのでしょうか。
檜原教育政策	担当課長の檜原でございます。具体的に挙がっている学期の在り方、夏季休業

推進室担当課長	<p>等の在り方、土曜日を活用した教育活動の在り方以外に、もしこの議論をする過程の中で、年間を通じた授業時数の配当に関わることを全般として議論するようなことが今後出てきたような場合を想定していますが、あくまでその部分については全体を包含するという意味で書かせていただいております。特に決まったものではありません。</p>
中里委員	<p>いろいろな学校で学校運営協議会がつくられて、地域の意見を取り入れたり、非常に活発になってきている動きがあります。学校が独自の特色を出しながら、自主性・自律性を持って学校経営に当たっている途上だと思います。ぜひ学校の自主・自律性の幅を持たせられるような、そういう方向であってほしいと思っています。</p> <p>というのは、今まで築いてきたものも各学校であるわけです。土曜を活用したものなど方向ががちり決まってしまうと、その軌道も修正しなければなりません。今までの財産を生かしながら、そのために必要になってくる法的な整備や支援ということを事務局はしていただければと思います。学校で、いろいろな選択肢が持てるような方向であってほしいと思います。よろしくお願いします。</p>
小濱委員	<p>各学校、非常に多種多様な運営方法を実施していると思いますが、これを検討会議で何か一つにまとめることが果たして可能なのかということが少し心配なのですが、見通しとしていかがでしょうか。</p>
吉富教育政策推進室長	<p>この検討会議では幅広い分野の方から様々なご意見をいただくことになろうかと思いますが、今、小濱委員がおっしゃったように、必ずしもこの会議として共通の結論は出ないこともあると考えております。そうした場合には両論併記という形に最終的になるかもしれませんが、ここで出された意見を受けとめて、また教育委員会の中でご議論いただくと、そのように考えております。</p>
小濱委員	<p>今、中里委員のおっしゃった、各学校がこれまでそれぞれの学校の事情に合う形で積み上げてやってきたということは、尊重されるべきことだと思います。検討会議をやる以上は何らかの結論というのは出るとは思います。例えば夏休みはこの日からこの日までにするか決めるかところまでいかないと思いますが、イメージはどのような感じでしょうか。</p>
檜原教育政策推進室担当課長	<p>まず基本的にはそのところも含めて検討事項になることだと思っております。原則から申し上げますと、基本的には法令では学期制にかかわること、休業日にかかわることというのは、設置者である教育委員会が学校管理運営規則上、決めることになっており、横浜市の場合には、例えば夏休みについては、ここからここまでの期間は夏季休業としますが、校長裁量により一部短縮することも可能というような規定を置いたりしています。</p> <p>学期制についても2学期制と3学期制を選択制にするという場合もありますけれども、これも都市によっては例えばどちらかの学期を原則として、ただしこちらを選ぶ場合もこういう事情により可能とする場合、または一律に統一している場合などがあります。少なくとも法令の原則としては教育委員会が定めることになってはいますが、それを権限移譲という形として一部、学校の判断に任せている部分がありますので、そこも含めて検討事項になろうかと思っております。</p>

小濱委員	<p>例えば組合の方も入っていらっしゃるけれども、以前、現場の先生からの声を聞いたことがあって、2学期制にしたときに、反対意見が結構あったということでした。今のお話は、ご説明はよくわかりましたが、できるだけ幅を持たせたほうが学校側としてはいいように思います。</p>
中里委員	<p>やはり幅を持たせて、各学校が選択をいろいろ考えて、それを学校の特色に持っていけるような形にさせていただけるのが一番いいと思います。難しい面もあると思いますが、付随して部活動の試合の問題も出てきます。ただ、事務局側でしかできない法的な整備や調整がたくさんありますので、そこで浮かび上がってくる事柄について、ぜひ支援という形で進めていただければと思います。</p>
檜原教育政策推進室担当課長	<p>その部分については導入から様々なご意見があったということは了解しておりますので、丁寧に議論をしていきたいと思っております。</p>
奥山委員	<p>結局、学期制が2学期制になったのも、それほど遠い前の話ではないわけですので、ぜひこの間の動きを、学校現場も含めて検証した上で、保護者にも意見を聞いてほしいと思います。それから土曜日は中学校の部活の問題も今、指摘されているところだと思いますので、ぜひこの委員会である程度、方向性ができた時点など、少しスケジュール的にも丁寧に進めていただいたほうがいいと思っています。</p>
山田教育長	<p>例えば学期制の話にしても、今、横浜市内の小・中学校は基本的にその学校が選べるという形になっております。ですから、例えば極端に言うと、隣の小学校同士で学期が違うということもあり得ます。一方では、小中一貫教育のように本市が進めている制度もあります。例えば同じ中学校区の中でもそれぞれ学期が別々の小学校も存在します。また、こここのところの気候の変動等によって、夏の暑さも変わってきている一方で、部活の問題もあります。校種によってもそれぞれ夏休みの使い方が違います。</p> <p>また一方で、新学習指導要領でその授業時数も小学校の場合、今年度から変わっていますが、来年度から中学校も変わっていく中で、非常に子どもと学校の教師が接する時間を、単にその授業ということだけではなくて、どう確保していくかなど、一度見直してみなくてはならない、検証してみなくてはならない時期に来ていると思います。</p> <p>その中で、横浜市教育委員会として、横浜市として統一すべきことと、それぞれ学校の判断でいいことをきちっと分けて整理をしていかなければなりません。すべてのことを学校現場で、ということにはならないと思いますし、すべてを教育委員会が決めるということでもないと思います。そのようなことも含めて、少し議論をしていただいて、意見を伺って、最終的にはこの教育委員会の場で決めるということになるかと思っています。</p>
野木委員	<p>私も今、山田教育長がおっしゃったように、今様々な要因ができてきているということと、やはり方向別の事務所ができましたので、この活用や事務所単位での取組など、いろいろ考えられると思います。だから、ちょうど今見直すいい時期だと思いますので、この在り方検討会議をぜひ頑張っていただきたいと思います。</p>
今田委員長	<p>ほかにご質問等がなければ、請願等の審査に移ります。所管課から説明をお願いします。</p>

いします。

漆間指導部長 おはようございます。指導部長の漆間でございます。では、お手元の受理番号 264 番から 270 番をご覧ください。考え方を指導主事室長よりご説明申し上げます。

齊藤指導主事室長 おはようございます。受理番号 264 番から 270 番についてでございます。考え方です。この要望・請願等につきましては、教育長に専決させる請願及び陳情の指定に該当し、教育長専決になるものと判断されます。以上でございます。

今田委員長 所管課から説明がありました。説明のとおり受理番号 264 から 270 は教育長専決としてよろしいですか。

各委員 <了 承>

今田委員長 では 264 から 270 については、教育長専決で回答するとともに、報告をお願いします。承認いたします。以上で請願等審査を終了いたします。ご苦労さまでした。

次に、議事日程に従い、審議案件に映ります。まず会議の非公開についてお諮りします。教委第 49 号議案、学校運営協議会委員の任命について、教委第 50 号議案、教職員の人事について、教委第 51 号議案、教職員の人事については、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、教委第 49 号議案、教委第 50 号議案、及び教委第 51 号議案は非公開といたします。審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項がございますか。

重内総務課長 はい。前回の教育委員会定例会開催以降、教科書採択に関する要望等が 5 団体から 5 件、個人から 1 件提出されました。これらの要望等につきましては、事務局で調整の上、次回以降にお諮りしたいと思います。

次回の教育委員会定例会は、10 月 11 日火曜日、午前 10 時から開催いたしますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

今田委員長 皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会定例会は、10 月 11 日火曜日の午前 10 時から開催することとします。

それでは審議に移りますが、本日予定されている審議案件のうち教委第 52 号議案、教育委員会事務の委任等に関する規則の一部改正について、及び教委第 53 号議案、横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正については、公開案件のため、先に審議を行いたいと思います。

まず、教委第 52 号議案、教育委員会事務の委任等に関する規則の一部改正について、所管課から説明をお願いします。

重内総務課長 総務課長重内でございます。ではお手元の議案をご覧くださいながら、教委第 52 号議案、教育委員会事務の委任等に関する規則の一部改正についてご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。提案理由でございます。平成23年8月24日の横浜市スポーツ振興審議会条例の一部改正に伴い、審議会の名称が横浜市スポーツ振興審議会から横浜市スポーツ推進審議会に変更されるため、横浜市教育委員会事務の委任等に関する規定の一部改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、3ページは改正案でございますが、説明については4ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。具体的な改正点でございますが、この新旧対照表の太字・アンダーラインで示している部分でございます。第2条第3項第1号の中の「横浜市スポーツ振興審議会」を「横浜市スポーツ推進審議会」に変更するというものでございます。施行日につきましては、本年10月5日を予定しており、この規則による改正後の教育委員会事務の委任等に関する規則第2条第3項第1号の規定は本年8月24日から適用するというものでございます。

5ページから8ページまで、現在の規則を参考までにお付けしておりますので、後ほどご確認ください。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

今田委員長 所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございますか。よろしいですか。特にご質問等がなければ、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、原案のとおり承認いたします。
次に、教委第53号議案、横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について、所管課から説明をお願いします。

富岡職員課法規争訟等担当係長 職員課法規争訟等担当の係長をしております富岡です。教委第53号議案についてご説明いたします。横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正についてでございます。第52号議案と同様に裏面の2ページの提案理由をご覧ください。同様に、横浜市スポーツ振興審議会条例の一部改正が本年の8月24日に行われました。それに伴いまして、横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正したいので、提案いたします。

3ページは具体の改正の内容になっておりまして、4ページの新旧対照表をご覧ください。こちらに、改正箇所についてご説明がございます。第2条の指導部指導企画課指導係の第15号、こちらに「横浜市スポーツ振興審議会」、ここの部分を「横浜市スポーツ推進審議会」に変えるという内容になっております。5ページから18ページにつきましては、現行の事務分掌規則を参考として付けさせていただきます。以上でございます。

今田委員長 所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございましたらどうぞ。よろしいですか。ご質問等がなければ、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、原案のとおり承認いたします。
次に、第47号議案、学校運営協議会を設置する学校の再指定について、所管課から説明をお願いします。

漆間指導部長	<p>指導部長の漆間でございます。では、教委第47号議案、学校運営協議会を設置する学校の再指定についてをご覧ください。1枚おめくりください。提案理由がございます。実は学校運営協議会の設置等に関する規則第3条には、学校運営協議会として、その指定をされた年度を含めて翌々年度の末日まで、学校運営協議会として指定できる、となっております。そしてさらに再指定をすることができると規定されておりまして、今回、藤の木中学校は、平成20年度に指定を受けまして、20年度、21年度、22年度と3年を経過いたしました。その藤の木中学校が再指定をしたいと希望しております。詳細につきまして指導企画課長より説明を申し上げます。</p>
今辻指導企画課長	<p>おはようございます。よろしくお願ひ申し上げます。それでは3ページを改めてご覧ください。藤の木中学校の再指定の申請でございます。指定日は10月3日でございます。1枚おめくりください。左側4ページをご覧ください。下段の3番にございますとおり、指定期間が終了しましたが、再申請を一時見合わせておりました。</p> <p>続いて、5ページの4番をご覧ください。右側でございます。成果と課題の中にそのあたりの経緯が書かれてございまして、学区が3つの区にまたがること、それから小規模校ではそうした特色を生かした教育課題の具体的な手だてや支援の協議が十分に深まらなかった面があったようです。そこで、さらによい組織にするために、一時中断して、学校運営協議会のあり方をもう一度見つめ直して、地域の方と協議をしながら、改めて9月、再指定の申請に至りました。</p> <p>続いて、中段の5番をご覧ください。今後、市教委と連携して積極的に知恵を出し合って、小さな学校規模の学校だからこそできる教育活動をつくっていくと記載されております。ここに新たな改善の意図があらわれているのではないかと考えております。</p> <p>1枚おめくりください。左側6ページをご覧ください。会則でございます。またもう1枚おめくりください。左側8ページには組織図が記載されております。既存の学校運営協議会とほぼ同じ形でございます。</p> <p>以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。</p>
今田委員長	<p>所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございましたらどうぞ。</p>
小濱委員	<p>小さな学校規模だからこそできる、その教育活動をここから模索していくということが、今回のこの支援する学校の骨子だと思いますが、この6ページ・7ページに載っている学校運営協議会規則そのものは、これは何か変更された部分というものはあるのでしょうか。</p>
今辻指導企画課長	<p>はい。6ページの下段の組織の人数をしっかりとここに記載しまして、組織については他の方に変わられても、組織の中にこのような方が位置付けられるように、ここに組織の人数等を記載されたのが大きな変更点です。</p>
小濱委員	<p>そのことと、小規模校だからこそその特色ということは、どのような因果関連があるか、よくわからないのですが。</p>
今辻指導企画課長	<p>3つの区にまたがって地域がそれぞれ違うので、うまくその辺のところはまだまだ理解の段階でとまってしまいまして、協議が深まらないところがありまし</p>

た。今回、まず組織から見直していきたいという思いで、まずこのところを直したうえで、今後、小さな学校運営の規模に見合った、また新しい改善を図っていくのではないかと考えております。

漆間指導部長

小規模校と申すのは、どうしても職員の数が非常に少ないのですが、学校という一つの単位ですと、大きな学校と同じようないろいろな行事や取組がございます。そうしますと、1人の職員にかかるような負担はなかなか大変なものがあります。そういう中で、小規模校は地域の力を活用していくということが非常に求められておりますので、例えば自治会・町内会の人数をきちっと定めて、その協力を得るといった体制をつくっていく上では、今、課長が説明しましたとおり、小規模校のその特色の質を高めていく上で、町内会との連携を高めていく上でも人数を定めて、校長がかわっても継続して取り組んでいけるという考え方があるかと思えます。

中里委員

340名生徒数は小規模校なのでしょうか。

私は適正規模の枠の中に入る学校だと、思います。もっと小さい学校もあるわけなので、適正規模だと思います。幾つかの中で小さな学校とか小規模校はという言葉が出てくるのですが、むしろそう思うことで、せつかくの適正規模で強みだったものが弱みになってしまっているのではないかと思えます。

この藤の木中学校の場合、3つの区にまたがってきている、行政が違うというところで、非常にやりづらい面もあると思いますが、逆に3つの区のいろいろな情報も入ってくるわけですから、弱みは強みにしていく、そういうたくましさを、この運営協議会を通して、ぜひ学校の強みにしていってほしいと感じました。

漆間指導部長

今、委員のご指摘のとおりで、そこにあります11学級と申すのは、小規模校とは言えません。ただ、9から11学級は準小規模校的な面がいろいろありますので、学校としては、いわゆる12から24の適正規模と比べますと、これは個別支援学級も含めて11学級ですので、若干小規模化しているという認識がありまして、そのような表現になったのだと思います。

野木委員

この藤の木中学校に該当する小学校の数は幾つあるのでしょうか。

今辻指導企画
課長

はい。小学校は、南小学校、藤の木小学校、岡村小学校、山王台小学校の4校でございます。

野木委員

4校ですね。

今辻指導企画
課長

藤の木小学校と藤の木中学校がブロック校になっております。ブロック校は1校だけで、あと残りはブロックから外れております。

野木委員

わかりました。特に今回のようないろいろな学校が入っているところを見ますと、ここで組織として構成員の数で、小学校の保護者が2名になっています。4つの小学校があるわけで、全体をカバーできるような数というのは必要なのではないかなと感じました。

漆間指導部長

これから組織の人数も若干ゆとりがありますので、これから少しずつ拡大をし

ていきたいと学校長は申しましたので、その点について検討していきたいと思っております。

野木委員 会則の中に人数が入っています。それを特徴としているという説明でしたが、逆に会則に縛られてしまわないかなということをおもったのですが、この会則は1年ごとに変えてもいいのでしょうか。

漆間指導部長 はい。会則そのものは、もちろん変えたいという要望があれば変えることができます。しかし、決めた以上はある程度、目的を持って変えるわけですので、そう頻繁に変えるものではないと思っております。ですので、今、課長から説明がありましたが、行政区をまたいで、かついろいろな小学校があるために、いろいろ思いがありまして、それをまとめていく上ではなかなか苦労しているところがございます。

今回再指定を受けて、さらに安定していく中で今後、今、委員のご指摘のような、やはり1つの中学校に4つの小学校から行くわけですから、それぞれの小学校の保護者の思いがその運営協議会に反映されていくほうがより地域の協力を得られますので、その点は今後取り組んでいく中で検討していきます。すぐに1年目で変えるというものではないと思っております。

野木委員 そうしますとこの人数に矛盾があるのかなと思つた次第でございます。全体をある程度カバーしていかないといけないのではないかとおもいます。

(「おい、今田」と叫ぶ者あり)

今田委員長 静粛に願います。退出してください。

漆間指導部長 野木委員からのご指摘の件につきましては、学校長等にもお話をいたしまして、また教育委員会と相談をしながら今後検討していきたいと思っております。

今田委員長 それでは、ほかにご質問がなければ、本件については一部、学校現場に確認はしていただければと思っております。

案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは原案のとおり承認いたします。

次に、教委第48号議案、学校運営協議会を設置する学校の指定について、所管課から説明をお願いします。

漆間指導部長 はい。教委第48号議案、お手元の資料をご覧ください。新たに6校の学校から、学校運営協議会の設置の要望が出ており、その学校を指定したいと思つたのでご提案申し上げます。詳細につきましては、指導企画課長より説明いたします。

今辻指導企画課長 よろしくお願ひ申し上げます。それでは3ページをご覧ください。1番の括弧1から4の4校は合同設置を希望しております。6校とも指定日は10月3日を予定しております。

1枚おめくりいただき4ページをご覧ください。最初に、合同設置の学校運営協議会からご説明申し上げます。4校は、ご覧のとおり、菅田中学校、羽沢小学校、池上小学校、菅田小学校でございます。この4校は小中一貫教育の菅田中学校のブロック校となっております。4校はP S Yの指定を受けるなど、地域の特色として長年にわたり積極的に連携と研究を図ってきた学校でございます。具体的な連携の動きは、右のページの5ページの上段の2番、設置のねらいに記載してございます。中段3番には申請の経緯を記載してございます。

次に、6・7ページをお開きください。左ページは組織図でございます。協議会の中に事務局を置きまして、4校の副校長と教務主任がその中に入っております。池上小学校の校長先生が事務局長となっている組織になっております。会則は右側の7ページに記載してございます。既存の協議会とほぼ同様の内容でございます。

1枚おめくりいただき、8ページをご覧ください。今度は新田中学校でございます。1番をご覧ください。学校の概要でございます。校長先生は民間人の校長先生でございます。2番には設置のねらいがございます。この中に書いてありますとおり、広い学区であることから、地域コーディネーターを活用して、保護者や地域が学校運営に参画するシステムを構築して、満足度の高い学校づくりを目指したいとのことでございます。下段の3番には、申請までの経緯が記載されてございます。

右側の9ページをご覧ください。その5番でございます。組織図でございます。学校運営協議会の中に3つの委員会を設置しております。その連携をするように地域住民や関係職員で組織する8つの部会と連携する組織になっております。1枚おめくりください。10ページには会則がございます。

続きまして右側11ページをご覧ください。続いて東汲沢小学校でございます。学校の概要は1番のご覧のとおりでございます。2番には設置のねらいがございます。古くから住んでいらっしゃる住民と新しく来られた住民が混在した中で、地域の教育力を生かして、学校づくりをさらに進めるために、学校運営に直接参画できる組織をつくることを目的としていらっしゃいます。下段の3番には、申請までの経緯が記載されてございます。

1枚おめくりください。左側12ページの5番でございます。組織図です。組織の形態は新田中学校とほぼ同様でございます。右側の13ページには会則が書かれております。

以上でございます。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたら、どうぞ。

奥山委員

先ほどの一つ前のところで、半年おいてまた新たに再指定する件がありましたけれども、今回の菅田ブロックについては、もともと、P S Y等で連携ができていて、小・中の連携がかなりブロックとしてできている中での学校運営協議会という形で、何か見通しを持っていいものになっていくという広がりを感じることができます。一方で3区にまたがって中学校と小学校となりますと、そのブロックのとらえ方が、きっとこの菅田の学区とまた少しイメージが違って、難しさがあるのだらうとお見受けをしました。

どちらが先かということもあると思いますが、同じ学校運営協議会のつくり方でも、ブロックで万全にできるところと、それからもう区をまたいで少し大変そうに見えるところとあります。その点について教育委員会や方面別の事務所も含めて応援をどのようにしたらいいのか、どのようにお考えでしょうか。

漆間指導部長	<p>小中一貫ブロックをどのようなブロック分けにするかというところにかかわってくるのですが、一つの小学校でも、例えば多くの人数はそのブロック校へ行くけれども、少人数は別のところへ行くということは、どうしてもございます。それはなかなか、少数の子をこちらへ入れていくというわけにもいかない実状がございますので、そこは今、大きな課題でもあります。</p> <p>そこで、やはりブロックは異なっても、ブロック内の中で完結するのではなくて、ブロック同士の連携を今後進めていかないと、当事者である子どもたちが少し不安になったりしますので、方面別ができておりますので、今きめ細やかに指導主事がブロック等を訪問していますので、ブロック間との連携等をやはり進めて情報交換等をしていく必要があると考えております。</p>
奥山委員	<p>そういう意味では藤の木中学校に関しては、その内部でやはり疑問も出てきて、もう一回見直して再チャレンジということだと思いますので、ぜひこれは方面別の事務所もバックアップをしていただいて、いい形ができるように応援してあげたらいいと思いました。</p>
中里委員	<p>菅田中と池上小は、私も見学に行きましたが、隣接していて、交流も盛んでした。合わせて4校にされたというのは、3年、4年の積み重ねがあってできたものだろうと思います。物理的な面、それから教育活動の違いを解消しながら努力された成果だと思いますが、このような運営協議会という形が残ることによって、人がかわっても継続的に運営されていくので、とてもいいかと思います。</p> <p>それから新田中ですが、私も新田中にも見学に伺いましたけれども、民間人校長先生でいろいろなことを考えられていて、この中で、組織の中でほかの学校と違う目を引くものがあるわけですが、さすがだなと思ったのは、コンプライアンス部会です。そういう意味で、学校の中で今までよかれと思っていたことが社会で通用しないケースというのがあるって、それがいろいろな問題につながったりもすることがありますので、幅広いご意見を伺いながら社会性を持たせていくことは非常に大事な要素で、さすがだと思います。</p>
小濱委員	<p>今の中里委員のご意見にかかわるのですが、この新田中学校の組織図で、コンプライアンス部会というのはこれまで見たことがなくて、非常に新鮮な感じがしました。大変いい試みだなと思いますが、その同じ列、その一番左のほうに学校評価部会というのがあります。これは役割が重なる部分もあるのかなと思いました。機能分担はどのようになっていますか。</p>
今辻指導企画課長	<p>これはあくまでも学校のコンプライアンスの部分です。不祥事防止について、特に特化した部会でございますので、この学校評価というのは、全般の学校運営や学習指導、その辺のところを担当しておりますので、きちんとすみ分けができていますものと認識しております。</p>
野木委員	<p>このように学校運営協議会ができていくということは非常にいいことだと思っております。この中で菅田中学校区の部分ですが、確かに今までも実績があつてということだと思うのですが、この組織図は、余りにも大ざっぱ過ぎないかと思うのですが。</p>
漆間指導部長	<p>実は今、野木委員がご指摘のとおり、例えば6ページと9ページを比較してみ</p>

